

②再乱用防止

(1) 相談窓口の周知及び相談体制の充実

- 薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」及び、都道府県職員、医療関係者、矯正施設職員、保護観察官等が参加する「薬物中毒対策連絡会議」を全国6か所で開催したことにより、相談対応における関係機関との連携が促進されるとともに、地域における薬物の再乱用防止に関する正しい知識と理解の向上及び専門性の強化を図ることができた。
- 薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)の巻末薬物相談窓口情報を更新し、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布したほか、厚生労働省のホームページに掲載し、情報提供を行うことにより、相談窓口の周知及び利用促進を図ることができた。
- 保健所(全国に490カ所)・精神保健福祉センター(全国に69カ所(東京都に3カ所、各道府県に1カ所、各政令指定都市に1カ所))の薬物相談窓口において、薬物関連相談事業の実施。

(単位:件)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保健所	7,430	7,685	6,931	10,497	11,672	10,689
精神保健福祉センター	3,700	3,967	3,474	5,198	6,266	8,268
合計	11,130	11,652	10,405	15,695	17,938	18,957

- 全国の麻薬取締部(7局・1支局・1支所・3分室)において、薬物相談業務の実施。

(単位:件)

	20年	21年	22年	23年	24年	25年
麻薬取締部	913	1,104	1,305	1,530	1,144	827

(2) 民間団体等との連携強化

薬物に係る相談担当者や市民を対象に「再乱用防止対策講習会」の開催や、薬物乱用者・依存症者の家族のための小冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」(家族読本)を、全国の都道府県、保護観察所、刑事施設、少年院、民間団体等に配布することにより、薬物の再乱用防止にかかる民間団体等との連携が強化され、再乱用防止を推進した。

(3) 薬物乱用の実態に関する研究の推進

厚生労働科学研究において、薬物乱用・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存等の実態把握のため、薬物使用に関する全国住民調査、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査等、薬物乱用等の意識・実態等の調査を実施し、状況を把握することができた。また、これらの成果により薬物乱用防止対策及び薬物乱用防止教育を有効に推進した。

(4) その他

麻薬取締部において検挙した保護観察処分につかない執行猶予判決を受けた初犯薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムを引き続き実施し、検挙した保護観察処分につかない初犯の薬物乱用者に対する再乱用防止を支援した。

③取締

麻薬取締官による麻薬・覚醒剤事犯等検挙件数・人員及び押収の推移

1. 法令別検挙件数・人員

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
覚せい剤取締法	件数	289	292	397	370	292
	人員	249	240	322	317	291
大麻取締法	件数	203	130	128	95	60
	人員	220	144	138	98	62
麻薬及び向精神薬取締法	件数	72	71	120	76	58
	人員	80	73	113	66	59
麻薬特例法	件数	5	14	11	19	22
	人員	13	20	10	32	33
あへん法	件数	0	4	0	0	0
	人員	0	2	0	0	0
薬事法	件数	—	—	—	—	1
	人員	—	—	—	—	1
合計件数		569	511	656	560	433
合計人員		562	479	583	513	446

注1)警察等関係取締機関との合同捜査による検挙件数・人員を含む。

注2)麻薬取締員による検挙件数・人員を含む。

2. 主な薬物の押収量

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ヘロイン(g)	0.2	23.5	1.1	0	0
コカイン(g)	145.3	163.2	154.1	4.7	4.5
乾燥大麻(大麻たばこを含む)(kg)	13.1	37.1	6.0	31.2	11
大麻草(本)	554	1,743	218	970	26.7
大麻樹脂(kg)	0.2	2.0	0.5	0.8	353
あへん(g)	0	3.8	0	0	0
覚醒剤(kg)	10.3	2.0	11.8	118.4	212.2

注3)警察等関係取締機関との合同捜査により押収した薬物を含む。

注4)覚醒剤については、粉末のみ計上。

○薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底

これまでの取組を引き続き、積極的に実施

- ・各種捜査手法を活用し、薬物密売の中枢となっている暴力団やイラン人等外国人密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底し、供給面及び需要面からの取締りを推進する。
- ・関係省庁による「薬物取締強化期間」の実施、定期的な情報交換会議及び人事交流等により、関係省庁との緊密な連携を図り、総合的な薬物対策を講じる。

危険ドラッグ対策

販売店舗に対する取締り

- ・都道府県の衛生主管部局等と連携し、全国の危険ドラッグ販売店舗に対して、継続して立入検査を実施。
- ・都道府県の衛生主管部局等と連携し、検査命令及び販売停止命令を実施。

ネット販売に対する取締り

- ・危険ドラッグに関する広告掲載を確認したサイトについて削除要請を実施。

2. 危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策

厚生労働省としては、「緊急対策」(7月18日薬物乱用対策推進会議取りまとめ)のうち、主な取組状況については、以下のとおり。

1. 「脱法ドラッグ」に代わる新呼称の決定(7月22日)

- いわゆる「脱法ドラッグ」の名称について、これらの薬物が危険性の高い薬物であるという認識を国民に根付かせることができるよう、訴求性の高い新しい名称を募集・検討し、新たな呼称として「**危険ドラッグ**」を選定

2. 指定薬物の疑いがある物品の検査・販売停止命令

- 関係機関と連携し、8月27日から30日までの間、東京、大阪、愛知、福岡の4地域の危険ドラッグ販売店舗に対して、薬事法に基づく検査命令及び販売停止命令を実施
- 東京、大阪、愛知、福岡の129店舗を対象とし営業が確認された75店舗に立入検査を行い、48店舗542製品に検査命令及び販売停止命令を実施し、その結果、9月2日現在で、50店舗が廃業又は廃業予定であることを確認

3. 指定薬物への迅速な指定

- 6月24日の池袋の事故で使用された2物質について、薬事・食品衛生審議会への諮問等の手続きを省略して、指定薬物へ緊急指定(7月15日省令公布、7月25日施行)
- パブリックコメントの省略とともに、省令の公布から施行までの期間を短縮して、指定薬物へ迅速に指定(8月15日省令公布、8月25日施行)

4. インターネット対策の推進

- 8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイト(うち、国内46サイト)について、プロバイダ等に削除要請の実施
- 平成26年9月2日現在、35サイト(うち、国内26サイト)の閉鎖等を確認

5. 無承認医薬品としての取締り

- 危険ドラッグの無承認医薬品としての取締りを強化するため、取締りの判断の基準や手順を明確化した方針を8月29日付で都道府県に明示